

【公 開 用】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和5年度第3回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課権利擁護推進係
開催年月日	令和6年 2月22日（木）
開催時間	10時00分 開会 ～ 12時00分 閉会
開催場所	本庁舎 中央館8階 災害対策本部室
出席者	（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員 （職員） 高齢福祉課：太田課長、檜山高齡援護第一係長、菊地高齢援護第二係長、 笠尾権利擁護推進係長 福祉管理課：近藤課長 障がい福祉課：日吉課長、二見障がい施策推進担当係長 小川虐待防止・権利擁護担当係長 甫坂虐待防止・権利擁護担当主任 障がい福祉センター：山本所長 中央本町地域・保健総合支援課：秦課長、田口精神保健担当係長 足立区社会福祉協議会：和田福祉事業部長、結城地域福祉部長 山本権利擁護センターあだち課長
欠席者	西部福祉課：飯塚課長 生活保護指導課：小林適正化推進係主査 足立区社会福祉協議会：花本基幹地域包括支援センター包括支援課長
会議次第	別紙のとおり
資 料	
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○太田課長 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様の委嘱状交付について御案内いたします。

2年の任期が令和6年1月24日で満了しておりましたが、今回は4名、全ての委員に引き続きお願いさせていただくことになりました。本来であれば、改めて委嘱状をお一人ずつ手渡しすべきところですが、コロナ感染拡大防止等の観点から、本日は、席上交付とさせていただきます。御了承願います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和5年度第3回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

事務局の高齢福祉課長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

審議に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、全てひとまとめにして席上に配付しております。

内訳は次のとおりです。一番上が次第になってございます。その裏面が名簿でございます。次のページが席次表、裏面から条例、施行規則、要綱と続いています。次のページが議事資料ということで、資料1－1から1－2、ページめくりまして、資料2、資料3、資料4－1、資料4－2、ページめくりまして、資料5、資料6、資料7が資料7－1から7－3までございまして、7－3は①と②がございまして。

不足している資料がありましたら事務局がお持ちいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事のほうに入っていきたい

と思いますが、まず、本日の出席委員数を御報告いたします。

委員定数4名のところ、出席委員数4名で、過半数に達しておりますので、条例第6条第2項に基づき、本日の審査会が成立していることを御報告いたします。

なお、議事録作成のため、本日の質疑は録音させていただきます。御了承ください。また、発言の際には、最初にお名前を述べてから発言をお願いいたします。御協力のほどよろしくお願いいたします。

これ以降の進行は八杖会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○八杖会長 皆さん、おはようございます。今日は一応12時までということで審議を進めさせていただきたいと思います。

先週でしたか、国の法務大臣から記者会見がありましたけれども、成年後見の見直しの議論が行われていまして、法制審議会のほうに見直しを諮問するという、そういった記者会見がございました。

そこでお話があったのは、現在の成年後見制度が使い勝手があまりよくないということになっているので、その使い勝手をよくするための改正が必要だということです。改正の内容につきましては、大きく3点ぐらい法務大臣が述べておりましたが、1つは期限制ですか。今は後見を始めるとやめることができないということになっていますが、それを必要なことが終わったら終えることができるような制度に切り替えていくという期限の制度を検討するということをお話しされておりました。

もう1つが、今、後見人の権限がものすごく大きいことになっているので、やはり本人に必要な権限の付与に限定するというようなことも議論していきたいということをおっしゃっておりました。

3点目が、後見人の交代です。今は、決まるとずっとその方が継続して続くということになっていますけれども、その人のニーズというのはどんどん変わっていくということもありますので、必要な方にどんどん交代していけるような、そういった制度にしていくというようなこととお話しされておりました。

これから法制審議会に諮問されて、うまくいけば2年後ぐらいに民法の改正という形になるのではないかとされておりま

す。それを踏まえますと、成年後見制度は必要なときにだけ使うようなシンプルな制度に、軽い制度になっていく方向性で進められていますので、今、議論されているのが、では、成年後見制度の利用が終わってしまったらどうするの、判断能力が低下したままの状態であることは変わらないで、日常生活のところで成年後見制度がうまく活用されないようなことになってくるなら、これはどうしていったらいいのでしょうかということが議論されています。

ここは、併せて社会福祉法制のほうも改正しなくてはならないのではないかと議論も行われておりまして、本人に伴走するような支援体制の整備が必要ではないかとされておりま

す。現在あるものとしては、社会福祉協議会さんがやっていたら日常生活自立支援事業とか、足立区の場合ですと、高齢者あんしん生活支援事業かと思えますけれども、そういったものをもっと拡充していくべきではないかということで、国も今、全国で幾つかモデル事業を実施して、いろいろなやり方で支える方法を検討しているということでもあります。

中でも、今、一番問題になっているの

が、身寄りのない高齢者の方です。ここは国もどうしていくべきかということを生懸命考えてくれている様子がありまして、国のほうで、認知症と向き合う幸齢社会実現会議でしたか、幸齢というのは、「さち」に「よわい」と書く幸齢なのですからけれども、幸齢社会実現会議というのが、政府の岸田首相の官邸のほうで設置されて、そこで身寄りのない高齢者問題というのも併せて検討していくという方針が示されています。

その方針としては、やはり意思決定支援とか日常的な財産管理とか、先ほど申し上げた伴走型のところ、ここをしっかりと制度として考えていかなければいけないということが言われておりますが、今、それに関連して、身元保証団体さん、高齢者サポート事業者さんという方が、足立区にもたくさんいらっしゃると思いますけれども、何の法規制もなく、劣悪なずさんな対応をしているといった総務省からの報告も昨年あって、そこをまず、高齢者の方が、身寄りのない方が不利益を受けない形の施策を何か取れないかという検討がされているようです。

具体的には、やはりその身元保証団体さんみたいなもののガイドラインを国でつくって、そのガイドラインを遵守してくださいということを言っていくというような動きになっているようです。

先週の報道ですと、静岡では静岡市がその認証制度みたいなものを、優良サポート事業者みたいなものを認証するみたいな、そういった制度をつくって、地域包括支援センターなどのパンフレットに載せたりとか、紹介したりとかいうことを始めるというようなこともございました。

成年後見制度に関連していろいろな動き

が、今、ありますが、ただ、今、行っていること自体も見直しの流れを踏まえて検討していくことが多いのかと思っていますし、実際、そういうことを踏まえながら検討していると思っておりますので、今日もいろいろな議論があると思いますけれども、今のような改正の議論なんかもちっと頭に入れながら、進めてまいりたいと思います。

冒頭、すみません、長い話になりましたが、以上とさせていただきます。

それでは、次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

議題1、令和5年度成年後見制度の利用状況について、事務局のほうから御説明をお願いします。よろしくお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 高齢福祉課権利擁護推進係、笠尾です。よろしくお願いします。

区長申立ての利用状況ということですが、資料は1-1を御覧ください。横判になっている資料です。

こちらのほうは、区長申立審査会の審査件数ということで、令和5年度については12月までの数字になっていますけれども、その推移として一覧にしております。

本来は申立ての件数そのものを比較すべきなのかもしれないのですが、申立てのほうについては、この検討の後必要書類を用意するとか、いろいろな手続が入る関係で、案件によっては、その後申立てまでにすごく時間を要するということがありますので、実際にはやはり、審査会の審査件数のほうがより実態を把握したリアルタイムに近い数字が出るということになっていますので、この数字をもって比較分析させていただいております。

ちなみにこの区長申立審査会で審査した

案件については、ほとんど全てそのまま申立てにつながるという状況になっています。ほとんどと申し上げたのは、一部には、途中でお亡くなりになる方とか、状況が変わって必要がなくなる方というのがほんの一部発生しているという状況がありますので、そういう表現をさせていただきました。

それでは、早速数字のほうを見ていきますけれども、大まかに1番から3番まで、高齢者、知的障がい者、精神障がい者に分けて数字を出しておりますけれども、下半期の状況、前半は知的障がい者が上がったのですけれども、後半のほうは障がい者のほうはちょっと数字が出ていませんので、高齢者のほうを中心に説明させていただきます。高齢者の上半期の経緯については、暦年で、令和2年度から31件、16件、32件、39件ということで、今年度は上半期については、過去においては最高の数字39件ということになっていました。

下半期12月までの数字を見ると、32件、33件、41件、16件ということになっていますけれども、下半期はまだ6か月のうち3か月分しか計上されていませんので、これを単純に2倍して32という数にすると、年間合計は71件ということになって、高齢者についてはほぼ昨年並みの数字が出るという分析をしています。

今、申し上げたとおり、その一方で、知的障がい者の下半期はこの表上では案件がありませんでした。このペースだとやはり昨年よりも下回るかというような状況になっています。

この資料には入っていないのですが、知的と精神については、それぞれこの後、1件ずつ案件が挙がってきています。

それから、次に、生活保護の数です。

表の右側のほうにございますけれども、この数については、一番下の合計の表で説明させていただきます。生保の数が、それぞれ、令和2年度から5件、9件、22件、18件という数字になっていて、その隣のかぎ括弧の数字については、その生保の案件のうち廃止が前提になっている案件の数を示しています。

ですから、この表でいきますと、令和5年度については、12月までに全体として61件の審査を行いましたけれども、その中に生活保護受給者が18人いたということで、その18人のうち6件は生活保護の廃止が前提となっていたという形になっております。

生保の数については、これもやはり比率で計算すると、想定が24というのが出ますので、これもおよそ昨年並みの数なのかという想定をしています。

それに対して、生保の廃止の案件というのは、前年度が22件中10件、今年度は18件中6件ということなので、これを見ると、廃止が前提となっている生活保護のケースは減ってきている。逆に言うと、廃止前提でないものが増えてきているということがこの数字から読み取れています。

実際に我々のほうにも相談が上がってきますけれども、最近の相談としては、廃止にはならないけれども、特養とか施設に入所前提で後見人をつけてほしいというような相談が増えています。

それでは、その次の、発見のきっかけという資料1-2を御覧ください。

こちらのほうは、今、申し上げた審査会で登場する案件がそもそもどこから発見されて報告されて、この会議にかけられることになったのかというものを示した表になっております。

集計の方法としては、それぞれのケースでいろいろな経過がございますので、その最後の直近のエピソードをもって、どこから出たというような判断をさせていただいております。

令和2年度から令和5年、こちらも12月までの数字ですけれども、その推移をこちらの表に示しています。この表の歴年の推移を見ますと、毎年割合がコンスタントに伸びてきているのは福祉事務所・保健所という形になります。この数字で言うと、8.1%、10.3%、12.4%、令和5年度は途中までですけれども、18%ということで、右肩上がりに伸びてきていることが分かります。

これは、先ほどの生活保護の受給者の件数が出ていましたけれども、そちらが増えてきているのと、傾向としては一致するという形になります。

今年度、一番割合が多く、あと件数も一番多いのは、地域包括センターという形になっています。その逆に、ケアマネジャーさんというのが、この表で見ると減少傾向にあるという形になっています。ただし、地域包括センターとケアマネジャーさんというのは、業務上では支援関係にありますので、先ほど申し上げたとおり、基準としては直近のエピソードで拾っていますから、この両者の数字はやはり密接な関係があるだろうということが想定されます。この数字で表れている包括が増加してケアマネジャーが減少しているということは、見方によっては、早期から地域包括支援センターへのつながりができているのではないかという見方も可能なのではないかと考えています。

そのほか特徴的なこととしては、障がい施設の関係が、表で言うと、半ばからちょ

っと下半分ぐらいのところにあります。介護・障がい施設については、昨年度20.2%だったのが今現在で11.5%に大きく減少しているのですが、こちらは、逆に、去年の知的障がい者の申立てが非常に多かったのですけれども、その中で施設に入所中の知的障がい者が多かったということがその原因かと考えています。ですから、むしろ減ったというよりは、例年並みに戻ったのかというような傾向ではないかと思われれます。

簡単ですが、以上で成年後見制度における区長申立審査会の実績の説明を終わらせていただきます。

○八杖会長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、委員の先生方から御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。委員だけでなく、今日御参加の皆さんということで結構です。よろしくお願いします。特段よろしいですか。

分析もいただいたかと思しますので、よく分かったと私は思いましたけれども。よろしいですか。

では、引き続き、まだ今年度終わっておりませんので、また数字の推移は見てみたいと思います。

では、議題1につきましては、御意見、御質問がありませんでしたので、以上とさせていただきます、次に移ります。

議題2、ケアマネジャー向け研修におけるアンケート結果について、事務局のほうから御説明をお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 引き続き、権利擁護推進係、笠尾です。

資料2を御覧ください。

ケアマネジャー向けのアンケートについては、去年から取っているところです。実

際にはケアマネジャーさんだけでなく、去年皆さんに御報告したとおり、包括とか施設の方についてもアンケートを取って、数字を御報告させていただいたところですが、今回は、せっかく去年取ったそのアンケート、これは引き続き同じような項目で集計を続けていったらどうなるだろうということで、今回、研修があったときに同じ設問を設定させていただいて、できるだけ同じような数が拾えるようにということで、取ったアンケートの集計結果でございます。

ケアマネジャー向けの研修については毎年行っているところですが、今年は、八杖先生にお願いしてやっていただいたということで、今、ケアマネジャーさんがやはり非常に興味を持っているのが金銭管理に関することです。単身の高齢者が増えて、判断能力が落ちてきたときに金銭管理ができなくなるということで、そうしたときにすぐに後見人がつけられるわけじゃないので、その間どういうふうにするかということが、やはりケアマネジャーさんの非常に関心事になっているということで、今回、そういう背景を踏まえまして、八杖先生の研修でその部分に焦点を当ててやっていただいたところ、参加事業者数が、昨年63事業所だったのが、今年は100ということで、非常に多くの事業者に参加していただきました。

すみません、ちなみにここで数字で拾っているのはケアマネジャーさんだけの数字です。実際には居宅介護支援事業者以外のケアマネジャーさんがいらっしゃるので、数字で拾っているのはこの居宅介護支援事業所に属している方だけを抜粋して集計しています。ですから、実際にはもう少し人数は増えています。ケアマネジャーさんが

去年が98人だったのが、今年は148名ということで、数字が上がっています。

成年後見制度の申立てに関わったことがあるというケアマネジャーさんについては、昨年度は36人、割合としては38.3%だったという結果が出ましたが、今年も、今年も割合としては56.1%ということで、83人の方が関わったことがあるという回答が得られました。

これは同じ方が参加しているわけではないので、これをもってすごく増えたという判断もできないのですが、1つの指標としては、今回については半分以上の方が関わっているという結果は間違いなく出たということになると思います。

そのうち、関わったことがあるケアマネジャーさんの中で、本人情報シートというものを作成したことがあるという方については、去年44.4%、今年も43.4%。これについては、ほぼ変動がなかったということになります。

その次の設問は、今年度新たに設けられたもので、今回の研修のテーマが金銭管理だったので、こういう設問が設けられたのですが、金銭管理を行ったことがあるというケアマネジャーさんは、同じく36件の43.4%。ですから、この数字で見ると、本人情報シートを作成するぐらい関わっているものについては全て金銭管理をしている感じになるのかということが想定されます。

あと、成年後見制度、被成年後見人を御担当していますかという設問に対しては、去年は55人、56.1%のケアマネジャーさんが担当していると回答したのですが、今回は32人で、21.6%という結果が出ています。

あとは、被成年後見人等のケースという

ことで、去年は全体で117名という数が上がっていましたが、今年も45人という数字になっています。これをもってその数字が、被成年後見人が減っているとかということにはならないのですが、たまたま集まったケアマネジャーさん中の担当している割合がこの結果だったということなのです。

下のほうに載っているのは、今回のテーマであった金銭管理をしたケースで、具体的に言うと、先ほどの数字であった36名の方なのかと思いますけれども、複数回答なので合計は一致しないのですが、困ったことはありますかという設問に対しては、やはり保管方法や管理方法の調整が困難だったという方が一番多かった。

その後、同行してお金を下ろしたりするけれども、本人が暗証番号を忘れたりとか、あとは具合が悪くてATMまで行けないということで、なかなか思うように引き出しができなかったという方。

あとは、お金を引き出して家に置いておいても本人が勝手に使ってしまったとか、移動させて分からなくなってしまうというようなパターン。それから、それ以外に付随する手続が非常に負担が大きいということです。それで、付随する手続というのは、お金を引き出してくると、未払いのところ、私も私もって、払ってくださいというようなこととか、その調整をしたりとか、あとは、銀行さんから何か言われたりとかいうようなことで、付随する労力は結構大きいという御回答をいただいたケースもあります。

あとは、全然、特に困ったことはありませんという方も3名いらっしゃったという結果になっています。

これについては、まだ2年しか数字とし

て把握していませんので、実際のところ、
どういう傾向があるのかというのは、この
数字からはまだ分析は難しい状態ですけれ
ども、これを継続して把握することによっ
て傾向を見いだせれば、何かそれに合わせ
た対応をしていくことも可能なのかと考え
ていますので、引き続き動向を把握してい
きたいと考えています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

これもなかなか興味深い分析だったと思
いますが、今、御報告いただいた内容につ
きまして、御意見や御質問がありましたら
お願いしたいと思います。いかがでしょう
か。特段ございませんか。

では、これも、次年度もまた同じ質問を
して傾向を見ていくということ、非常によ
ろしいかなと思いましたので、そういう予
定ということでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 はい。

○八杖会長 では、最近ケアマネジャーさ
んからつながる件数が減ってきていること
の分析にも使えると思いますので、ぜひこ
のまま続けていただければと思います。あ
りがとうございます。

では、議題も多いので、次に進んでまい
ります。

議題3です。知的障がい法人へのアンケ
ート結果を受けてということで、こちらも
事務局から御説明をお願いしたいと思います。
よろしくお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 こちらについて
は、障がい福祉課の小川係長のほうから説
明していただきます。よろしくお願いします。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 障が
い福祉課の小川でございます。よろしくお
願いします。

資料3、社会福祉法人あだちの里におけ
る成年後見制度に関するアンケートを受け
た取組みについてお話をさせていただきます
が、最初に、4のその他のところを先に
説明させていただきます。

これに関しては、権利擁護支援及び成年
後見制度の活用に関する勉強会ということ
で、今年度の初め、6月に矢頭先生にあい
のわ福祉会という法人の施設長、サビ管等
に向けて、講義をしていただきました。

その場所で、各法人の事業所、それぞれ
のところにも、我々のほうで出前講座的に
やりますというお話をされていて、その中で
2つの事業所、花畑あかしあ園と大谷田就
労支援センターが、うちでぜひやってほし
いというお話があったので、12月に花畑
あかしあ園に行きました。

現場の職員さんたちに、自分たちの利用
者さんの中で成年後見制度の利用が必要な
人がいるかどうかについて個人ワークをし
ていただいて、その後グループワークをし
て、みんなで分かち合うという研修をし
ました。

皆さん改めて自分たちの職場でグループ
ワークをあまりやったことがなかったとい
うことで、なかなか面白かったというお話
をいただきました。それを受けて、大谷田
就労支援センターでも来月行う予定です。

今回のあだちの里における取組に関して
は、今年度の夏にサビ管等に向けてアンケ
ートを行いました。そこで自分たちの事業
所の中で成年後見制度が必要だと思う利用
者さんが結構いるとのアンケートの結果を
いただきました。

そこで、サビ管の方、主任クラス方向け
に、1月12日にグループワークを行いま
した。

前段で権利擁護センターあだちの山本課

長から制度の概略を説明していただいて、全体で22名の参加があったのですが、個人ワークとグループワークをやっていただいて、より具体的な話を皆さんでしていただきました。

夏場のアンケートから、この学習会をやるというところ、その先に目指していたのが、できれば申立てをする支援を我々としてもしていきたい。具体的にこういう人が実は今いるんですという話が出てきたら、それを実際の申立ての支援に何とかモデル的に生かしていけないだろうかという思惑がありました。

それが目的だったわけですが、山本課長の説明が非常によかったので、説明の時間をもっと長く欲しいという感想もあったりとか、利用者の高齢化とともに御家族の高齢化というのを職員が感じているというところで、制度は必要なんだけど、どういうふうに進めていけばいいのかといったところで皆さん悩まれているというのが分かったところです。

この研修の後、具体的に皆さんの事業所の中で、できるだけ早く申立ての方向に進めていったほうがいい人はいますかというアンケートを取りましたら、現段階で7名の方のお話がありました。

実は研修後、これはすぐに権利擁護センターに相談しようと思われたケースがあり、権利擁護センターにその事業所の職員が相談をして、御親族の申立てにつながっている案件が既に1件出ています。

アンケートを取った7件の中で、我々が申立て支援ができないかと考えている案件が2件あります。具体的にその事業所に行って、御本人の作業されているところを拝見し、その後で職員さんとケース会議をして、どういうところが具体的に後見制度の

利用が必要なのかの話し合いをして、区長申立てなのか親族申立てなのか、権利擁護センターに相談するというやり方なのか、そういうことも含めて皆さんで打合せをして、来年度に向けて進めていこうと思っています。

研修を受けて、各事業所で報告、フィードバック研修をしていただいていたようで、これから家族会での説明とか、それぞれ学習会の企画もしていただくということです。さらにもっと詳しく聞きたいということであれば、我々もそこに参加して、言わば本来の意味での利用促進というところに進めていきたいと考えているところです。

そんな形でアンケートから学習会、具体的につなげていくというようなところに今、やっと足がかかったかという状況でございます。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

大変すばらしい取組だと聞いていて思いましたが、今、御報告いただいた内容につきまして、御意見や御質問あったらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、私からいいですか。

7名の方が今回、成年後見制度につなげたほうがいいのではないかと、そういったお話がございましたが、それぞれケース・バイ・ケースだと思いますけれども、共通する特徴みたいな、やはりこういう方が今すぐに必要みたいなことというのは、何かあるのでしょうか。例えばお父様、お母様が高齢になり過ぎていて、ほとんど何もできなくなっているとか、そういったことなのかとも思ったのですが、何かあったら教えてください。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 障が

い福祉課の小川です。

今の7件というお話をさせていただきましたが、やはりその対象になる知的障がいの方が50代、40代後半ということで、御本人の年齢を考えると親御さんの年齢が結構高くなってきているというのが共通のものとしてあるかと思います。

その中で、我々がまず取り組んでいる2件については、御両親がいらっしゃらず、御身内もなくグループホームで生活をされている方です。御本人の障がい特性やいろいろなことを考えると、自分で契約することもなかなか難しく、このお二人に関しては制度利用を進めたほうがいいだろうと考えています。

○八杖会長 ありがとうございます。

あまり一般化、抽象化してもいけないかと思いますが、お伺いしている限りでは、やはり親が高齢になって対応できない場合と身寄りがない方ということですか。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 はい、そうです。

○八杖会長 ありがとうございます。大変参考になります。

皆さんいかがですか。御意見、御質問があったらお願いしたいと思いますけれども。大丈夫ですか。今日は皆さん、何か静かな感じがしますが、何かあったら、積極的に御発言をお願いしたいと思います。

では、議題3は以上とさせていただきまして、次に移りたいと思います。

次が議題4です。精神障がい者の御親族向けの成年後見制度講座のアンケート結果について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 こちらのほうは

権利擁護センターあだちの山本課長のほうから説明させていただきます。お願いします。

○山本権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターあだちの山本です。よろしくお願いいたします。

毎年権利擁護センターのほうで、いろいろな属性の方々向けの成年後見に関する講座、研修を実施している中で、今年度の親族向けの講座については、精神障がい者の御家族をお持ちの御家族向けの講座という形で開催させていただきました。

去年は知的障がいの御家族向けということで、親の会の方々向けにまず、小規模講座を行って、その後に相談会とセットで親族向け講座という形で実施したものでしたが、今年は精神障がい者ということで行っています。

精神障がい者の当事者や御家族向け、あるいは支援者向けのこういった講座というのは、年間を通して、田口係長と一緒に小規模講座という形で、保健師さん向けに行ったりとか、かなり小さい規模ではあるのですが、それでも、当事者向けに制度の概要を説明させていただくというような機会を設けてやっているところでしたが、今年度、親族向けに実施するに当たって、その前段階で区内の障がい者の相談支援事業所のネットワークのところの場にまず、お邪魔させていただいて、障がい者の相談支援専門員の方向けに、まず、制度の概要の説明、研修をさせていただきました。

そこに御参加いただいた相談支援専門員の方々は、精神の方だけではなくて、知的とか身体の障がいをお持ちの方への支援もなさっている方々なので、そこでもチラシとか、そういった周知を、次回また違う機会でも、今度は精神障がい者の御家

族向けの講座を実施しますので、ぜひ御担当の利用者さんの中で精神の方を担当していらっしゃる方の中で、御家族にこういった講座があるからぜひ参加してみたいということで周知させていただいたものになります。

併せて、あだち広報でも周知させていただいて、当日は19名の方に御参加いただいて、講師は、実際に後見人としての受任歴もある、ばあとなあ東京の社会福祉士の福田先生という方にお越しいただいて、後見人としての実務の中で、体験談みたいなものも含めて、制度の概要を御説明いただいたりしています。

福田先生御自身が御家族に障がいの方がいらっしゃるというところも含めて、講義の中に織り交ぜながらお話をさせていただいたということです。

資料が4-1と4-2のところになります。アンケートの結果が4-2になるのですが、やはり御親族向けの講座ということで、将来を見越して勉強し、参考にするためにお話を聞きたいということが、ほぼ皆さん、参加した根拠、理由になるということで、今すぐ何かこの制度を活用していくというよりは、将来必要になったときのために聞いておきたいというモチベーションで参加された方が多かったとです。

一方、参加された方の年代を見てみると、80代の方が7名ということで、先ほどの知的障がいの特徴の中にもありましたが、精神障がいがある当事者の保護者の方の高齢化がやはり差し迫ってきているというところがあるというのが、このアンケートの結果の中を見ても分かるかと思えます。

講義の中では制度の概要とか事例の御報告だけではなくて、意思決定支援、特に精

神障がいの方は状態が軽ければ自分でいろいろ決めていくということがまだできる方も多くいらっしゃるの、そういった意思決定支援の大切さみたいなものも含めて講義の中でお話をさせていただいています。

御親族向けの講座ということもあったので、足立区としての取組に併せて、権利擁護センターがそういった相談の窓口になっていますので、ぜひ御相談くださいということで御案内させていただいて、研修講座のほうは終了したということになります。

簡単ではございますが、親族向け成年後見制度講座の御報告は以上となります。

○八杖会長 ありがとうございます。

こちら大変有意義な講座だと思いましたが、今、御報告いただきました内容について、御質問や御意見がある方がいらっしゃると思いますので、いかがでしょうか。

では、私から1つですけれども、冒頭、お話があったとおり、何しろ成年後見の見直しがあって、特に精神の方ですと、今、山本さんからお話があったとおり、御自身でできることが多い方もたくさんいらっしゃいますよね。権利擁護支援という意味では、成年後見制度に限らず、日常生活自立支援事業とか、その他のいろいろな制度があるかと思うのですけれども、そういったことは併せて一緒に講座の中でお話をしたりとか、こういう選択肢もありますよとかいったことはされていらっしゃるのでしょうか。

○山本権利擁護センターあだち課長 この講座の中では日常生活自立支援事業のところまでは多分お話には至らなかったのかと思うのですけれども、年間を通してやっている小規模講座の中では、成年後見制度まではいかないけれども、日常的な支援で支

援が可能であれば、こういった日常生活自立支援事業も権利擁護センターでやっておりますのでという御案内はさせていただいています。

少し横道にそれてしまうのですが、日常生活自立支援事業は、足立区においては、今、80件の契約件数がある中で、精神の障がいのある方の契約は80件中大体20件ぐらいの割合で契約しているところで、これは年々結構増えてきている状況にはなっています。

○八杖会長 ありがとうございます。

御自身でできることが多い場合は、やはりいろいろな選択肢を示してあげるのがよいのかなと思いました。

あと、ちょっと戻りますけれども、親なき問題、やはり成年後見ありきというよりは、いろいろな方法、こんな方法もあるよというようなことも一緒に示してあげると、お父さん、お母さんのほうでもやってみようかという気持ちにつながったりすることもあるのかと思いました。

大輪さん、いかがですか。突然の振りで申し訳ありません。

○大輪委員 ありがとうございます。

そのとおりで、講演のときにパンフレットを配布されたりとか、パンフレットの説明をしながら、そのこともぜひお伝えいただくと、機会が多いほどいいかと思います。

○八杖会長 山本さん、どうぞ。

○山本権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターの山本です。

先ほどのあだちの里の講義をやったときに、成年後見制度がメインだったので、後ろのほうでちょっとだけ日常生活自立支援事業の御説明をさせていただいたのですが、先ほど成年後見の申立てについて

権利擁護センターに相談してみるというケースが1件出たのと同様に、この日常生活自立支援事業の相談についても、当日御参加されたあだちの里の職員さんから御相談いただいて、こちらの担当専門員が動いているところです。

○八杖会長 ありがとうございます。いいことだと思います。

どうぞお願いします、田口さん。

○田口精神保健担当係長 中央本町・保健総合支援課精神保健、田口です。

この講座がきっかけでその後、申立つながったという事例は私のほうでは把握できていないのですが、講座の最後で保健センターの御紹介をいたしました。講座の開始前に保健センターの資料を配付したときに、知らないというような表情をされた方もいましたので、保健センターでは精神医療の助成の手続きや手帳の申請、それから、心の相談、家族の相談もできるということを御紹介させていただきました。

やはり高齢の親御さんの心配は、お子さんである患者さん、障がい者の方が、その後どうやって生活されていくのかとても不安だというご相談が多いです。自分がもし亡くなったら、子どもが1人となったらどうしようというご相談です。

誰かにつなげること、どこかにつなげるということのがすごく大事かと思いますので、制度のところをきっかけに、保健センターなり必要なところにつなげるという目的で、保健センターの紹介、事業紹介をさせていただきました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。それはすごく重要ですね。それがないと、いきなり成年後見がありますと言っても、やはりどうしようもないというか、まずはど

こにつながったらいいか、総合相談の精神の方の窓口ですという御説明がやはりとても重要で、それがないと制度利用にもつながっていきませんし、権利擁護支援になっていかないのかと思いますので、引き続き、そういったことも含めて、研修や講座を企画いただくとよろしいのかと思いました。ありがとうございます。

笠尾さん、どうぞ。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係、笠尾です。

補足で情報として追加させていただくのですが、毎回宣伝しているこのじぶんノートの中に精神障がい者の御相談先についてもこちらの一覧に載ってございます。

今回のこの講座のときも、これを配布させていただいております。

以上です。

○八杖会長 何か有機的に全てつながってきたなという感じがしてうれしくなってきましたけれども、大切ですね。

じぶんノートをまず見ていただくと、それがどこにつなげたらいいかというのが分かるということは非常に大切だと思いますから、ここに御参加の皆さんがやはり同じような意識で御対応いただくということが一番重要で、笠尾さんだけがやっているとか、山本さんだけがやっているとか、そういうことではなくて、みんなが足立区はこういった感じで取組ができると、広がっていくのではないかと思います。

ありがとうございます。

ほか、先生方、いかがですか。その他の皆さんもいかがですか。よろしいですか。

では、御質問、御意見がないようですので、今の議題4については以上とさせていただきます。次に移りたいと思います。

議題5です。困難事例検討会における資料様式の見直しについて、こちらも事務局のほうから御説明をお願いします。よろしくお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係、笠尾です。

まず、何でこれを見直すのかという話からさせていただきたいと思います。そもそも困難事例検討会とは何なのかと思われるかもしれませんが、先ほど数字で御紹介したときには、区長申立審査会という会議のお名前をお出ししました。その前段で検討するのが、この困難事例検討会ということになっています。2段階で審査をしているという形になっています。

この困難事例検討会、その2段階をなぜ設けているのかということは慎重な審査をするということはもちろん大事なのですが、案件によっていろいろ状況は違うけれども、やはりある一定度の共通したレベルできちんと審査をしなければ駄目だと考えていますので、項目を全て網羅して審査されているかどうかということを確認するためにもこの資料の作り方というのは非常に大事になってくるというところでございます。

あとは、現在、困難事例検討会については、八杖先生にも参加していただいている、後見人の立場として判断していただくとか、こういうことをチェックしてほしいというような御要望を伺ったりして、毎回やっているところなのですが、案件を提出する方は毎回同じではないということもありますので、年間を通して同じような御指摘を受けることが多いという実情があります。ですから、それを共通の様式を使うことによって防ぐというような意味合いもあります。

そして、何よりも一番課題となっているのが、件数の問題です。先ほど数字の資料で、今年はほぼ昨年並みというような御説明をさせていただいたかと思うのですが、でも、では、その前はどうかだったのというところに注目していただきたいのですが、実は昨年、非常に数が多かった。それで、今年が昨年並みということは、要は高どまりという形なのです。件数が高いままずっと推移してきている。

困難事例検討会については年間12回の開催予定となっています。ですから、毎月1回これをやって、区長申立審査会もその後12回やるという形になっているのですが、昨年の実績としては、12回の予定だったところを18回やらないと検討ができなかったという実績があります。

ただ、18回やるというのはやはり相当困難なスケジュール調整になっておりまして、そうすると、どうなるかということ、同じ日に2つ会議をやるというようなことになっていて、実は本日も午後から別の会議が入っているというような状態になっています。そうすると、出席する方の調整とか、管理職の方についてはやはり非常にスケジュールがタイトなので、1日その方のスケジュールを押さえてしまうというようなことにつながっていますので、非常に数がこれ以上増えてしまうと対応が困難になっているということで、主な目的としては、これを使うことによって、中身の審査状況の向上というのももちろんなのですが、できるだけ効率的に検討を進めたいという思いがあります。

データにしても、今現在、ワード形式で作られて、それを提出していただいているのですが、それをこちらの事務局のほうでデータを集約するのですが、

ワードからの集約をエクセルでやっているものですから、それをコピーするだけでも一項目一項目コピーしないといけないというので非常に手間がかかるということで、今回、紙の資料では分かりづらいのですが、エクセルで入力していただくということで、いろいろな項目については、エクセルですので、選択して入力ができるという仕組みになっています。

あとはチェックボックスも入れることができますので、そういうものも活用して、作成するほうも作成時間を省略できて、こちらのデータ集計する意味でも時間を集約できるようなもの、それで、かつ毎回御指摘を受けているようなものについては、この項目を整理することによって、同じような御指摘を受けないような形に持っていきたいということ。

それから、当日、やはり一件一件審査していきますので、どこに書いてあるか分からない、情報を探すのに非常に時間がかかることもあります。書いてあるのか、書いてないのか、これはどうだったかということ振り返って調べながらやっていたりとかすると、検討のほうでも時間がかかりますので、そういうものを防いでできるだけ効率よく検討を進めたい。そのことによって、数が増えても対応できるような体制をつくっていききたいという思いです。ですから、今回、これがなぜ突然出てきたかと言いますと、ここがやはり一番大元になっているところなので、これをきちんと見直すことによって全体の流れを整理したいという位置づけとして出させていただいています。

今のものをおつけすればよかったのですが、これは新しいものだけをおつけしているので、比較が皆さんには難しいか

もしれないのですけれども、今現在のものは氏名や住所は冒頭にあるのですが、後のものはばらばらと途中に出てきたりとか、終わりに出てきたりとかいうようなものがある、統一されておられません。ですから、それを冒頭からまとめて項目を掲載して検討しやすくするために、これを作り直したという形になっています。

資料では2ページしかないのですけれども、実はこの間に1ページ、経過を記入するページがあります。それは何月何日何があったというような経過を書くページなので、今回の資料からは省かせていただいています。

ですから、1ページ目にはぱっと見てその方の状況が分かるようなことです。こちらの資料の改正については、内部の会議でもそれぞれの部署のほうから御意見をいただいて、この形に今、なっているという状況です。

1ページに目には、そういうような、本人の細かい状況とか家族構成、あるいはざっくりとした経済状況とか、あとは本人の判断能力とかADLとかいうのをまとめて、本来は2ページ目には、検討会にかけられるに至った経過を記載するページがありますけれども、今はこの資料はついていないです。

最後の3ページ目に、大事な今後の処遇方針について書かれています。こちらのほうは、やはり主に、毎回、八杖先生に御指摘いただくようなことを網羅して作り直しています。具体的には、成年後見制度が必要とされる理由。こちらについては、いつも八杖先生のほうから、具体的にどういふことを後見人にお願いしたいのかというビジョンが見えませんというような御指摘を受けることがやはり多かったものですか

ら、具体的に今後、どういうものが必要なのか、あるいはこういうものが必要になる可能性があるということを書くという欄になっています。

それから、これは、後ほどの課題と目標のところでもメインテーマに据えられているチームの問題、では、支援チームが今現在どういう方がいるのかというのをきちんと明確にしてくださいというようなことと、あとは、そのチームの現在の支援方針。こういう方針で考えていますということとをきちんと書いてくださいという御指摘も受けていますので、それをこういう形で書く欄を設けております。

あとは緊急事務管理については、ここでやはり第1弾目の検討会という段階なのであまりここには細かく書かなくてもいいのではないかということで、省略させていただいて、具体的な、どういうことを依頼したいのかという考えを取りあえず書いてくださいというようなことで簡素化させていただいています。

あとは、報酬助成の欄については、毎回これは悩ましい書き方になっておりまして、足立区のほうはもちろん報酬助成ということで今年度の4月に要綱を改正した関係がありまして、今は区長申立てに係るものについては全て対象になっています。だから、あとは、資産の状況次第という形なのです。区長申立てのケースは全件対象になっていて、報酬の審判申立てをする段階の資産の状況が60万円を切れば基本的には受けられますという状態です。それを、これまではこの検討会に挙がってきたときの資産の状況を見て、対象とか対象でないというチェックをすることになっていたもので、非常に現実とかけ離れていて、あるいは結局は報酬助成の申請をするというの

が、ほぼ1年後という形になると思いますので、その時点での資産の状況が分からないものですから、ここで厳密に60万円いつているかいつていないかという判断をする必要がないだろうということで、今回は、そういう意味合いで、60万以下になった場合は対象となりますというふうに、固定の文言をここに表記するというようにしています。

あとは、後見職種については、今までも選んでいただいていたけれども、それプラス配慮してほしいことが特に何かあれば書いてくださいという欄を設けています。

そういう形で、今回、見直し案として、取りあえず各所管で一度見てもらってまとめたものをここで提案させていただいております。基本的にはこの情報をベースに、皆さんの各団体に候補者の推薦の依頼を行うという形になっていますので、そういう意味では、後見人の皆様にもこの部分が大きく関わってくるという形になりますので、御意見をいただければと考えております。よろしくお願いします。

○八杖会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました困難事例検討会資料のフォーマットについて、御意見や御質問があったらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、皆さんが質問事項を考える間に私が幾つか御指摘させていただいてもいいですか。

もう皆さんに回って、事実上確定であるというような御示唆をいただいたように思いますけれども、私が気づいたところを何点かお伝えしたいと思います。

まず、家族構成のところで4親等以内の存命親族という形で4という数字があるの

ですけれども、これが厚労省から出ている親族調査の運用と誤解がないかというところが少し気になるところです。基本は2親等以内の調査になっていて、3親等、4親等が審判請求する方が明らかな場合には、その方もという形ですので、この記載ですと、資料を作る方は必ず4親等内を調査しなければならないと思ってしまっているのではないかと思います。

それから、1ページ目のほうは非常に情報として網羅的になりましたので、今までここはどうなのと質問事項がたくさん出るのですけれども、そこについておおむね網羅されているのではないかと思います。やはり2ページ目のほうの処遇案がなかなか悩ましいなと思いました。

私、先ほどお話があったとおり、ここ数年、参加させていただいているのですが、皆さん、特に1番です、成年後見制度が必要とされる理由のところが非常に曖昧なのです。それで、最終的には財産管理と契約が必要だからというような感じになってしまっているので、ほかの自治体のものも見てみますと、ここはもっとチェック方式か何かにして、例えば財産管理が必要とか、不動産売却が必要とか、あるいは施設入所が必要とか、そういったものが15個ぐらいチェックボックスになっていて、そういったものを設けたほうが、多分資料を作る方が、こういう場合にも使えるんだとか、この中に該当しないなとか、作る側の助けになるのではないかと思います。

ですので、ここは、1番のところを具体的に記載せよと言われると、結局みんな悩んでしまって書きづらいということもあると思うので、ちょっと工夫が必要なのかなと思いました。

1番のところは、実は5番の後見人とし

て誰がふさわしいかというマッチングのところにも連動してきます。チェックボックス方式になっていると、こういう項目はやはり社会福祉士さんだよねとかいうのも判断しやすくなるような気がしますので、5番との関連でも1番の記載を少し工夫していただけるとよいかと思いました。

実は5番のところも非常に悩ましくて、これは第3希望まで書いてくださいというような趣旨になるのですか。

○笠尾権利擁護推進係長 いや、あればという形ですね。

○八杖会長 ここも、結局、いつもマッチングでどなたにしたらいいのかというところが悩ましくて、いろいろ議論していくと、ほとんど全て社会福祉士さんになってしまうというような傾向がございまして、ただ、確かにいろいろな身上保護が必要だけれども、これは別に司法書士さんでも弁護士さんでもできるよねというものもたくさんあるように思いますので、そこら辺が全て社会福祉士さんになる必要もないような方向性が何か示せばいいのかというのは、ちょっと思ったところです。

ですから、そこは1番のところでチェックボックスでどんなところにチェックが入るのかというところの兼ね合いで見ることができると思います。特にこの5番の選択の理由というところです。そこでもう一工夫ができたらいいいのかと思います。

ただ、一応この段階で皆さんがコンセンサスが取れているということであれば、これはこのまま一旦進めていただいて、また必要に応じて改定をしていくということでも構わないと思いますので、一応そういったことを御指摘させていただきます。

以上です。

ほかの先生方がいかがですか。

矢頭さん、お願いします。

○矢頭副会長 ほぼ確定しているということなのでなかなか言いにくいのですが、これも、これをぱっと見たときに、資料作成者は、まず、何を課題としているのだろうかというところが、端的にちょっと見えにくかった。これは多分処遇案の1のところに記載されているという、そういった意識かとは思ったのですが、基本的な流れとしては、まず、この現状の事実があって、その中で課題が何があるのかというものがピックアップされ、その課題の抽出が適切なのかというものが審査されて、その課題をどうやって解決していくのかといったところに成年後見制度が何を期待されているのか。

場合によっては、成年後見制度だけではなくて、ほかにも何か必要だよねというところで、もう1つは、本人の意向というところが、本人の状況の下の方に1行だけ書かれているのですが、そういった課題とか解決の過程の中で本人はそれぞれに対してどういう意向を持っているのかといったところが明確になると、もしかしたら会議の時間の短縮になるのではないのかなとは感じた次第です。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

ほかいかがですか。

大輪さん、お願いします。

○大輪委員 大輪です。

まず、家族構成のところのジェノグラムについてですけど、実はこのジェノグラム、見るには簡単なのですが、書く側がパソコンで書くというのは、皆さん四苦八苦されているということを私は体験しております。

実は申立てのときに使っている親族構成

図、あれを1枚添えていただだけで、内容がさらに充実した家族関係を読み解くことができるのです。

申立てのときの親族関係図を出していただくと、情報がより深まって判断する材料にもなりますので、添付資料というような形で置き換えても可であるとよろしいのかと感じます。

それから、本人の意向のところですけども、意向は、うなずきがあったというようなところにプラス、今後、意思決定支援の必要性があるとか、そういった内容を付記できるような形で、それもチェックでも構わないので、入れていただくとよろしいかと感じました。

裏面の5のところの後見職種というところ、きっとこの1、2、3の中に書き込みが可能かとは思いますが、法人なのか、それから、複数後見なのか、複数の場合は、どの職種とどの職種がいいのかみたいなところも記入できるとよろしいのかと思います。

よろしく願いいたします。

○八杖会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

今、添付書類の話がありましたが、本当は診断書とか、あるいは本人情報シートがついていると全体状態像が分かりやすいということはあるとは思いますが。

ただ、これは審査会との関係で、時間的なタイムラグがあるという御説明を以前いただいていた、なかなかつけることが難しいということで、今回、つけないけれども、充実した内容で本人情報を書いていたということがあるのだとは思いますが、診断書はなくても本人情報シートはあったほうが分かりやすいか。

あと、判断能力のところは、なかなか皆

さん、当日、うやむやな御説明が多くて、もしかすると、診断書がついていたらスムーズにいけそうな気がしますけれども、なかなか、まだ申し立てるかかどうか決まてない段階ですもんね。現実問題としてはちょっと難しいのかなとは思っておりますが、その判断能力のところで何か工夫ができればいいのかなとも思いました。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

でも、こうやって少しずついろいろ改定というのが進んでいくということは本当に素晴らしいことだと思っていますので、これで終わりではないので、引き続き、これがまたよいものになっていくよう、みんなで考えていければと思っています。

笠尾さん、そんな感じで今日はよろしいですか。

○笠尾権利擁護推進係長 私のほうからいいですか。

○八杖会長 はい、お願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 ありがとうございます。

今、いただいた御意見の中から答えられるものだけお答えさせていただこうかと思っています。

順番がランダムになってしまうと思います。申し訳ないですけども。

まず、ジェノグラムの図については、親族関係図とどちらが作りやすいのかというのが私のほうとしてはまだいま一つ把握できていなくて、ここには載っていないのですが、実はエクセルの表にはこの各記号がコピー用に用意されていて、それをコピーして持ってきてここに貼ってというつくりになっています。

あとは、現在、親族関係図については、申立てするときに、うちの職員が作ってい

るのですけれども、かなり作るのが困難な状態だということを見ているので、個人的には親族関係図のほうが難しくて、包括の皆さんにこれは作ってもらう形になりますので、現行のものを作りやすくしたほうがいいかなという形で今回、こういう提案になっています。

本人情報シートと、また、診断書の関係については、一応、業務の流れで、それはもう少し後のほうに出てくることになっているということと、あとは、診断書については、やはりお金が絡んできますので、なかなか前もって全部出してねというようなことをお願いするのが難しい状況になっています。

診断書のお値段のほうが、うちのほうは全部出しているからどこの病院が幾らというのは大体把握できているのですけれども、一番安いところで2,000円台から、高いところは3万円というようなところまであって、これはうちのほうからは何とも言いようがない部分なので、間違いないですよねと確認して、間違いないですと言われると、それ以上は何ともし難いので、その3万円かかるころの診断書をこの会議の前につけてくださいという形になると、それは非常に難しいかと考えています。

あと、八杖先生のほうからあった、4親等以内の4という数字については、いろいろな思惑があって4というのを残したもので、確かに言われるとおりだと思うのですけれども、4と書かないと、2だけ全部調べればもうおしまいというようなことで、2が誰かいいばいいののですけれども、2が全然いないのに、2だから、それ以上は調べないよというような形でやられたりということを踏まえて、一応4ということで残しているのですけれども、書き方について

は検討していきたいと思います。

あとは、本人意向については、ここで想定しているのは、成年後見の申立てに係る本人の意向を書きいただきたいというようなことを想定しています。

実際問題、区長申立てにかかってくるような案件というのは、本人の判断能力が非常に低下していて確認が難しいケースが多いです。現実としては、区長申立てのうちの9割以上が多分後見の類型で申立てがされていると思います。そういう状態なので、確認がまず、一つ非常に難しいということがあります。

その背景には包括なりケアマネジャーさんが頑張っ過ぎてぎりぎりまで引っ張っているという背景もあると思うのですけれども、ですから、この申立てに及ぶ段階において本人の意向を確認するのが非常に難しいし、あとは言っていることが変わったりするということで、一応欄を設けているのですけれども、そこで詳細を確認するのは難しいかという想定をしています。

あとは、後見人に具体的に依頼したいことについては、申立書のほうはチェック方式になっていますよね。いろいろな財産管理とか、そういうものがありますので、そういうものも同じように併せて載せられるかどうかは検討していきたいと思います。

後見職種については、これも非常に悩ましいところで、この方式でやると、何か理由をつけてくださいというような形になっているので、そうすると、理由をつけやすい状況というのが大体社会福祉士さんという形ですね。区長申立てにかかる人は身寄りがなく困っている人なので、身上保護がやはり中心だということで、お金とか財産とか破産とかって、そういうものがかかってくると、これは弁護士か、金額が少な

ければ司法書士さんというような理由をつけやすいですけども、そういうような明確な理由が出てこない、残りの選択肢が社会福祉士さんしか出ないというような形になって、確かに言われるとおりの状況です。

ですから、逆にこちら側としては、こんな何もない案件で弁護士さんをお願いしていいのかとか、司法書士さんの手を煩わせていいのかというような思いもあって、何となく社会福祉士さんというルートが出来上がっている、これをつくった暁には、またそういう考え方も変えられるように工夫して説明していきたいと思っています。

複数のときは、今、大輪先生がおっしゃったとおりに複数選択していただいて、配慮してほしいところに複数でお願いしますとか、法人でお願いしますということを書いていただくかということ想定しています。

全部お答えできるかどうか分からないですけども、取りあえずは、そういう形でいろいろ配慮しながら現状のこのものを作成したということになっています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

では、引き続き、これで運用が始まっていくと思いますけれども、また改定ができればと思っています。

さっき1点だけ気づいたので、判断能力のところ、これはドクター名とか病院名は入れておいていただきたいですね。もし検査をしたのであれば。

画像診断のところには一応入っているのですけれども。

○笠尾権利擁護推進係長 そうですね。

○八杖会長 ここが、たまにドクターでは

なくて、最近、包括の方が、新しい何かありましたよね。長谷川式とか、MMS Eでもなくて、何か新しい診断方式があるみたいで、要するに、福祉の現場の方がやるようなものもスケールとして出てきているように思いますので、そこら辺、誰がやったのかというのが分かるといいかと思いました。すみません。

○笠尾権利擁護推進係長 はい。

○八杖会長 では、よろしいですか。またどんどん改定を進めていただければと思います。

では、続きまして、議題6に進みたいと思います。

「成年後見制度利用促進事業における課題と目標」の進捗状況について、こちらも事務局のほうから御説明をお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係、笠尾です。

こちらのほうは資料6で説明させていただきます。4ページにわたって資料6が続いております。

そちらに書いてありますけれども、2022年11月にこれを策定して取りかかっているのですけれども、大分中身が進んできたということもあります。現在の中心となっている考え方としては、今できていることを継続してきちんとやっていこうという、できればバージョンアップして続けていきたいということと、あとは、これは毎回宣伝して申し訳ないですけども、じぶんノートを使ってこれを推し進めていきたいという、その2つをポイントとして今、これを遂行しているところとなっています。

毎回、同じルールで説明させていただいていますが、前回からちょっと変わったとか、追記されたところについてはア

ンダーラインを引かせていただいております。

1 ページから順番にいきますと、ネットワークのほうの対策案としては、開催を今、言ったとおり継続していきますということです。

それから、各種関係所管との勉強会については、そこに行くよりも前に、まず、やはり内部の情報共有とか、そういうものが必要かということを感じてきているので、推進連絡会という別の会議がありますので、そこでいろいろな勉強とか、情報共有しながら、そのレベルはまずは上げていきたいということを考えています。

下のほうにいて、広報の関係では、今、言ったとおり、任意後見制度のPRを兼ねた周知媒体ということで、これもじぶんノートを使っていきたいということです。

これについては様々な活用方法があるのですが、来年度の計画としては、このじぶんノートそのものを使った老い支度講座というものを来年から区内の全包括でやっていただくという計画をしています。現状は自由なんです。これはやってもやらなくてもいいという状態になっているのです。これを来年度からちょっと体系化して、全包括で年に1回必ずこれを使った老い支度講座をやってくださいという制度に変更する予定です。

ですから、そうすると、少なくとも年1回これを使ってやりますので、その中で必ず成年後見というワードを出してくださいということで、今後、やっていきたいと考えています。先ほども紹介しましたがけれども、連絡先も載っていますので、何かあったときはそれを見てくださいというようなことを各包括で必須で周知を図っていくと

いうことで、またそういうような知識を広めていきたいと考えています。

その2つ下にある小規模講座については、今、御報告させていただきましたけれども、これについても引き続き継続して、できれば中身もバージョンアップしてやっていきたいということで考えています。

ページをめくりまして、区民後見人のところに二重線を引かせていただいております。受任を希望しない登録者が存在しているのです。区民後見人についてはこの後、また現在の応募状況の御報告とかもあるのですが、現状の課題としてやはりこの問題が大きくあると感じています。現状でやはりこれは区民後見人というような案件が出てきています。リレーとかいろいろなもので出てきているのですが、では、それに対して、これを引き受けられる人ということになると、これは権利擁護センターあだちで調整してもらっているのですが、なかなか見つからないという現状があります。これをどう解決していくのかというのが、まだ今のところ、方法が見いだせていないというようなところがあります。

現状では、新しくどんどん引き受けていただけるような方を養成していくということぐらいしか見いだせていないので、なかなか難しいということを感じています。

次、(5) 番の後見人のことについては、候補者選択に苦情の情報を参照できるとか、裁判所の連携ということがありますがけれども、これについては、先ほどの様式の見直しでもお話しさせていただきましたけれども、こちらのほうでデータを集約していますので、そういうデータ上からいろいろな情報を速やかに検索できるという仕組みを取りあえずつくりたいということで

やっています。

あとは、裁判所との連携については、今、区と直接は東京のほうはやっていただけないのですが、都を通じて連携を図ることは可能なので、都のネット会議、これはウェブでやるのですが、これをやって、そのときに足立区のほうから今こういうので困っていますというような案件を前回は提示させていただきました。

それから、3ページ目です。3ページ目は、開催の継続と、あとは今、言ったとおりに、困難事例検討会の検討シートを今、チームに関するのを追加してやっていますということを書かせていただきました。

あと、ネットワーク協議会については、今後の進め方として、具体的な事例に基づいて課題の検討を皆さんでやっていただきたいということで、ここ2回ぐらいそういう流れでやっています。論理だけで説明とかをしても、なかなか理解が難しいのかということで、具体的な事例に即して、こういう事例があって困っているということで、皆さんで御意見をお願いしますという形で、これは今後もやっていこうかということで、そちらのほうに下線を引かせていただいております。

その事例の1つとして、今日も一番最後のほうに時間あれば御紹介したいということで資料をつけさせていただいております。

あとは4ページ目です。4ページ目は、区長申立のところの下のほうです。生活保護の件数が増えているということを受けて、マニュアルとか、やり方の検討を、今していますので、その見直しをしているところとなっていますので、そこも取りかかっていますということで下線を引かせていただいております。

あとは、困難事例検討会資料の様式は先ほどのとおりです。

一番下のところで、区職員向けの研修も引き続き開催していく。あと、相談連絡先の周知ということで、これはもちろんじぶんノートを庁内にも配っていくということで、来週26日に職員向けの研修がありますので、そのときにじぶんノートを配布して、さらに資料も配って、私のほうからも説明するという予定になっています。

議題6については、以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

やはりいいですね。こうやってちゃんと毎回、項目立てがあって進捗状況が分かるというのは非常に大切だと思っておりますが、委員の先生方のほうから何か御意見や御質問があったらお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

矢頭さん、お願いします。

○矢頭副会長 矢頭です。

2ページ目の区民後見人の受任を希望しない登録者が存在している。これは懸念されるかと。せっかく御自身で希望されて、研修も受けて登録されているにもかかわらず、なぜ受任を希望しないのかというのは、それなりの理由が、多分、想像すると、やはり一歩踏み出せないというところかと思うのですが、そうであれば、そのハードルを何とか低くしてあげるところが必要なのか。

そういう意味において、ここにリレーとか法人後見とか、そういったところをやられていると思うので、他区では、まず法人後見で受けて、その支援員として担当していただいて、そして、慣れたところで単独受任していただくというようなやり方を基本形にしているところもあるので、そういったところの中でハードルを下げていただ

くような形が1つは考えられるのかとは思いますが、今のところです。

だから、受任を希望されない方が、本当に何でかといったところは、よくお聞き取りいただいて、分析いただいて、それで、対策を、もしこの場でほかに何かあれば教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○山本権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターの山本です。

一応、権利擁護センターの区民後見人さんをお願いしていく現状での方向性と方針が、取りあえずまだ20人の方を優先的にお声かけさせていただいているというのが現状です。

では、受任しない後見人さんばかりかという、そうではないのです。でも、一部、大分前に登録されていて、毎回必ずお声かけはするけれども、やはり一歩踏み出せないとか、自信がないというのが、まず、理由になるところです。

矢頭先生がおっしゃったように、法人後見支援員の仕組みも一応足立でもやっています、1件、法人後見のケースを支援員として関わってくださった方が、今、単独受任に今年、初めてリレーしたというケースが出てきているので、それはそれで今後も活用して、法人後見支援の仕組みは活用していきたいと思っていますところ。

あと、受任できない、希望しないとおっしゃる区民後見人さんにいろいろと腹を割ってお話をさせていただいたのですが、その方は日常生活自立支援事業の生活支援も今、継続してやっていらっしゃる方で、どちらかという、やはり日自の場合だと、専門員が主体的に動いて、その指示を受けて生活支援員として動くという、この主従関係という、指示の系統が確立し

ているから、この程度だったらできるだけ、区民後見人になると、どちらかというと、主が区民後見人さんで、監督人は少しサポートの立場に、それがちょっと逆転するというようなイメージがもしかしたらあるのか。その辺でかなり重荷という、負担を感じていらっしゃるのかというところはありました。

なので、もちろん監督人としてのサポートは常にやっておりますので、何とかそこに乗せられるようにお声かけはしているのですが、場合によっては、法人後見支援員みたいな形で、導入のハードルを少し下げながら受任に結びつけていければとは思っていますが、いろいろと試行錯誤をしていきたいとは思っています。

ちなみに、今年度の夏に新しく2名の方が区民後見人に、新規で登録された方が、既に1件目今度、受任にするようになっています。もう一方にもいずれまた新しいケースが来たら、お声かけはさせていただこうかと思いますが、結構ベテランの方はもう何件も過去に受任して経験されている方もいらっしゃる、まずは受任していない方、受任歴の浅い方に優先的にお声かけさせていただいて、それでもいなければ、ベテランの人にもお声をかけていくという形で現状は運用している状況です。

以上です。

○八杖会長 では、高木さん、お願いします。

○高木委員 公証人の高木です。

今のに関連するのですが、矢頭先生のお話を踏まえてなのですが、今現状ですと、需要と供給の関係ではやはり受任候補者が多くて、実際に受任される人は少ないですね。ですから、結局勢い受任する機会がなかなかない人が出てきてしまう。

しかも、実際に我々が区民後見人の審査をしていますけれども、高齢の方が多くで、どんどん受任しないまま高齢化してしまうと、やはりだんだん不安になってくる方もいるのではないかと思います。

登録後に定期的なチェックがないまま更新されているようですが、この更新はどのくらいのサイクルでやられているのですか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係、笠尾です。

これは1年に1回、意向の確認というのを行って、大抵年度末に、来年度御希望されますかというようなことと、あるいは受任をずっと断っていると、場合によっては停止とかになりますというような、要綱にもそれはありますので、それを周知しているという状態になっています。

○高木委員 そうすると、今までに更新しないで辞退する方もいらっしゃるのですか。

○笠尾権利擁護推進係長 この後の資料にもあるのですが、辞退者も年度に数人程度出ております。

○高木委員 受任を希望しない登録者が一定数存在することを踏まえると、こういう希望されない方を後見人に選任してしまった場合、本当に後見人としてきちんと対応していけるかという問題もあると思うのです。

ですから、そこら辺のところも、いろいろと御本人と相談して、本当にこの人が受任者として適格なのかということを、やはり判断される必要があるのかと思います。

それと、もう1点、じぶんノートですけど、前回の審査会の後、千住公証役場に50部ほど置いたところ、既になくなっている状態です。自分ノートは非常に好評

なので今後も引き続き、広範囲に頒布されることがいいと思います。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

じぶんノートは、在庫はまだたくさんあるのですか。

○笠尾権利擁護推進係長 在庫はまだ大丈夫です。あとは、また5月に新しく納品される予定になっています。

○八杖会長 ありがとうございます。

今、区民後見人さんのお話がありましたが、実は困難事例検討会でも毎回、これは区民後見人さん案件ではないのと僕は言うようにしていて、そのたびごとに大丈夫かなと、皆さん御検討いただいています。少しずつ受任していただく件数が増えていっている状況かと思いますので、そうすると、監督する社協さんのマンパワーの問題も少し調整しながら、登録したらすぐに、やはりモチベーションのあるうちに受任していただくような、そんなシステムになっていけるとよいのではないかと思います。

ほかいかがですか。ございますか。

では、これはまた継続して、毎回、バージョンアップを拝見するのは大変うれしく思いながら見ておりますので、また課題が出てきましたら、審査会のほうにも御相談いただくようお願いしたいと思います。

では、議題6については以上ということではよろしいでしょうか。

では、議題7、その他について、これは幾つかあるとふうにお伺いしていますので、報告のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係、笠尾です。

まず、資料7-1を御覧ください。

今、ちょうどお話ししていただいた、今年度のあだち区民後見人の公募状況をまとめた資料となっております。

これは、あだち区民後見人になるには、こちらの表にあるとおり、非常に長い道のりがございまして、今年度の場合で言うと、12月にあだち広報で公募をかけまして、1月末に説明会を行いました。そのときに参加者12名ということでやらせていただきました。

その後、作文による一次選考というのがございまして、これはちょうど今、作文の選考しているところで、作文の応募者が8名おりましたという状態になっています。

この後の予定としては、作文の審査を通過された方に対して、区長申立て等審査会の委員というのは区の管理職ですが、こちらの区の管理職による面接を行って、それを通過した方については、区長申立て等審査会での決定を経て、養成研修の実行を4月からしていくという形です。これをずっとやっていただいて、期間としては、1年度分丸々あるという形ですけれども、やっていただいて、最後、三次選考として、これは制度審査会の皆さん、先ほど高木先生のほうからもお話ししていただきましたけれども、面接をしていただいて、その結果、合格された方が令和7年の4月に登録されるというシステムになっています。

8名のうち何名残るかはまだ分かりませんが、そういう流れで令和7年4月には新しく登録者が出る見込みとなっています。

下の表は、過去の新規の登録者、それから、さっきちょっと言いましたけれども、取消者と、あと、年度末にそれを差し引いた登録者は何人残ったのかということ。あとは新規の受任件数を一番下の欄に設けて

おります。

これで見ると、平成18年に1人目が出てから、ずっと2人とか3人とか、なぜか平成30年には11人という登録者が出て、コロナの関係で、4年度は登録者なしというような状態になっています。トータルすると、新規で49名の登録を受けたということになります。そのうち、2段目のほうは意向調査の結果、辞退しますという方がトータルすると20人出たという形で差引き29人という形です。去年の年度末で27で、5年度に入ってから新規登録者が2人出ていますので、トータル29人ということで、今、やっています。一番下は、年度ごとの新規の受任件数です。こちらのほうは、リレー等による交代も1件としてカウントしていますので、裁判所の数とは重複するようなものが出てしまうかもしれません。延べでは40件受任したのですけれども、今現在、受任されているケースというのは9件という形になっています。

区民後見人の状況については、以上ですけれども、これは一度ここで切ったほうがよろしいですか。

○八杖会長 では、ちょっと切りましょうか。

今、先ほどから議論になっていた区民後見人の状況について御説明いただきました。今の御説明も踏まえて、さらに御質問とか御意見のある方いらっしゃいますか。

思った以上に登録取消者が多いのですね。49新規で20が辞めていくというのは、少しどうしたらいいんだろうという思いにもなりますけれども。

○笠尾権利擁護推進係長 高齢化がやはりちょっと。

○八杖会長 先ほどおっしゃったように

ね。

○笠尾権利擁護推進係長 区民後見人の方の、やはりその方自体の高齢化というものもあります。

○八杖会長 そうですね。

多少踏まえると、やはりこの令和7年4月で、登録されたら、すぐにでも受任してもらえるような、そんな在り方が望ましいのですかね。

特に御意見が。あります。山本さん、よろしくをお願いします。

○山本権利擁護センターあだち課長 ちなみに今年度2件で、ついこの間審判が確定して、来週、引継ぎで正式に受任していただく方が1件あるので、3件目に速報値としてなります。

○矢頭副会長 いいですか。

○八杖会長 では、どうぞお願いします。

○矢頭副会長 さっきの困難事例検討会のところにも関連しますけれども、まずその受任者候補者が、ベストは誰なんだという形での観点なのでしょうけれども、区民後見人では駄目なのかという観点も1つあるのかと。

つまり、専門的知見が必要なのか、もしくはそれ以外に専門職が必要とされるのか。そうでないのなら、優先的に区民後見人に選任してなっていただくというような位置づけで候補者を検討されたらいかがかと感じました。

○八杖会長 ありがとうございます。

3月に日弁連のほうで、適切な選任と交代のテーマで連続学習会というのを開くのですけれども、そこで全国の自治体に関係している専門職にマッチングの仕方とかはどうなっていますかというアンケートをいたしました。私、笠尾さんに御連絡させていただいて、足立区にも御協力していただ

いたところなのですけれども、そのアンケート結果を見ていますと、今、矢頭さんが言われたところがあって、まず、全ての案件について市民後見人で可能かというのを審査する。それで、市民後見人は難しいとなった場合に、初めて専門職はどうかとか、法人はどうかとかいう議論をするという回答していたところがやはりありましたね。

ですから、それをフォーマットに組み込む必要まではないのかもしれないけれども、みんなの意識として、そういった意識も持って困難事例検討会や区長申立審査会に臨むということは、矢頭さんがおっしゃるとおり、とても大切なことなのではないかと私自身も思いました。

そうすると、それはそれで大変な状況が社協さんにはあると思いますけれども、でも、そんなことも試みていけたらいいなと思っておりますので、御検討のほうよろしくをお願いします。

では、続いて、次の御報告をお願いできますか。

○笠尾権利擁護推進係長 引き続き権利擁護推進係、笠尾です。

こちらは、来年度の区の組織改正に伴って、成年後見の関連部署の組織名が変更になりますというお知らせでございます。

全部の組織を網羅しているわけではございません。今、主に関連している課というのが、うちの高齢福祉課と、それから、社会福祉協議会の基幹包括、それから、権利擁護センターあだちということで関わりを持ってやっているのですけれども、その組織が、下のほうにすこやかプラザあだちと書いてありますけれども、これが来年の1月に足立区江北のほうに新しい施設として完成する予定をしていますので、この施設

というのが、医療介護の連携を中心とした組織となるようなことが想定されていますので、これができたときに、併せて、うちの権利擁護推進係と高齢援護係、今は高齢福祉課ですけれども、課名が医療介護連携課ということで、こちらのすこやかプラザのほうに移動する。

それから、同じく今、基幹地域包括支援センターは区役所の建物の反対側にあるのですけれども、そちらもすこやかプラザのほうに入るとということと、あとは権利擁護センターあだち、今、北千住のほうにありますけれども、そちらも中核機関の部分はすこやかプラザあだちのほうに入るとことで、こういう形で集約されますので、中核機関としては同じ建物の中に入るという想定をしています。

移動するのは令和7年1月ですけれども、課名については4月当初から変更になりますので、今、私は高齢福祉課権利擁護推進係ですけれども、4月からは医療介護連携課、権利擁護推進係ということで、課名が変更になりますけれども、電話番号等の変更はございません。

こちらについては以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

中核機関として分かりやすくなるような気がしましたので、今後は、中核機関としてはその広報が必要なのですか。今はホームページに載っているかと思えますけれども、このすこやかプラザあだちのほうで対応しますみたいな言い方になるのでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 そうですね。

○矢頭副会長 ちょっといいですか。

○八杖会長 はい。

○矢頭副会長 場所は江北とおっしゃいました？

○笠尾権利擁護推進係長 はい。

○矢頭副会長 江北。では、いろいろな会議が江北で行われるようになるのですか。

○笠尾権利擁護推進係長 そうですね。大変申し訳ないですけれども、今、現状で区の中で会議室を調整するのが非常に困難な状態になっていまして、そういうことも踏まえて、このすこやかプラザのほうには会議室も用意されていますので、やはりそちらのほうでゆくゆくは開催したいという考えでおります。

○矢頭副会長 大変だな。

○山本権利擁護センターあだち課長 すみません。権利擁護センター、山本です。

一部名称のところで、ここに基幹地域包括支援センターの包括支援課と、あと権利擁護センターあだちということで、その周知のタイミングと電話番号の兼ね合いもあるのですけれども、実際にその周知、移転後については、西部基幹地域包括支援センターが包括支援課の役割を持つ部署として名称が新しくなるものと、あと、権利擁護センターあだちは中核機関の部分が切り離されて江北のほうに移転しますけれども、名前が成年後見センターあだちという名称ですこやかプラザあだちの中で展開していく予定となっています。

以上です。

○八杖会長 いろいろ混乱することが予想されなくもないなと思いましたが、しっかり周知を分かりやすくしていただくことは心がけていただきたいと思いますし、あとは、どうやって行けばいいのか、道順とか交通を教えていただきたいと思います。何か遠いんですかね。

○矢頭副会長 遠いです。私のところから見ると。

○八杖会長 では、この件は以上とさせて

いただきます。

続きまして、次のこともあったと伺っていますので、御説明をお願いできますでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 こちらのほうは資料7-3、①と②というのがございます。

先ほどの課題と目標の中で、ネットワーク協議会については事例の検討を中心にやっていきますという話をさせていただいたところですが、これは、そのとき、前回1月17日にネットワーク協議会が開かれた際に、事例検討を行った結果としてこのような意見交換がありましたというものをお紹介した資料となっています。

具体的にどんな事例かという、要は、タイミング的に微妙なところで本人がお亡くなりになってしまったという例です。審判は確定したけれども、引継ぎを行う前に本人が亡くなってしまったということです。

それで何が問題になったかという、この方は預金があって、後見人がついた暁には入院費とかその他のもろもろのお支払いしますというお約束をしていたにもかかわらず、このタイミングでお亡くなりになったことによって、一切お支払いができなかったという事例なのです。

この事例を出した目的というのは、特に誰かを責めるとか、誰かが悪いとかいうことを追求するためではなくて、成年後見制度というのが、死後事務も含めてちょっと不透明な部分が多くて、具体的にどうふう処理されているのかというのが全然分からないというようなところが多いので、そういうことについて意見交換して、今後もしそういうことがあったら、何かこれを防ぐ方法がないだろうかということ

みんなで考えていきたいということで、こういうテーマを出しています。お時間の関係で②のほうは説明しませんが、②のほうは、どのタイミングで亡くなったときにどんなことをやる必要があるのかというのを説明する資料となっています。

これをして、実際出た主な意見というのはそこにまとめさせていただいて、主な意見としては、引継ぎ前に亡くなっているのだから、その後引継ぎを受ける権限はありませんというようなこととか、あと初回報告を提出するまでは何もできないというような制度の仕組みです。あとは、金融機関の方からは、ライフラインの支払いが引落しにされているのであれば、それは申し出てくれればとめることはできますというようなことと。そういうことが想定されるのなら、あらかじめできるだけ早く引き継げるようにしてくださいという話、そういう意見とか、あとは、死後事務ではないけれども、あらかじめ想定されていたので、急いでいろいろなことを処理して、何とかうまく間に合ったというような事例の紹介をしていただけた方もいます。

あとは、逆に困ったという事例では、確定証明書を持っていったけれども、銀行では対応してもらえませんでしたというようなこととか、あとは、もし区で通帳を預かっているような場合は、正式には相続、財産清算人の選任を申立てなくては駄目なのではという御意見とか、あとは、清算人ではなくて管理人として申し立てるのなら、何となくうまくいきそうだというような御意見をいただいたりとか、あとは、ちょっと特殊な例としては、死後事務もお断りになった弁護士の後見人さんの方でいて、その方はそれ以降外すようにしているというような御意見も出たりとか、あと

は、これは直接死後事務ではないけれども、その前段で任意で死後事務委任契約というのを結んでいる方がいたりとかしますので、私としてはこれはみんな公正証書で契約するものなのかと思ったら、いや、そうではありませんというような貴重な御意見をいただいて、私の誤った知識を正していただいたりとかいうこともありました。

このような形で、実はほかにもいっぱいやりたいことがあったのですが、この回についてはこれでほとんど全部終わったというような形で、非常に有意義な意見交換ができましたので、あえてここで御報告させていただきました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

これは矢頭さんも御参加されていたのですか。一言何かありましたらお願いします。

○矢頭副会長 矢頭です。

今回、挙げられた事例がかなり特殊というか、運悪く、確定してすぐお亡くなりになってしまった。つまり、制度と制度の隙間の中で、その隙間に落ち込んでしまった場合どうするかという非常にレアケースの対応なので、確かにこういった場合、どうしたらいいかというのを事前にこういうふうに協議するというのは有意義かとは思いました。

ここでは後見人の立場から、それから、金融機関の立場から、または行政の立場からということで、それぞれ御意見が出ていたのが非常によかったとは感じました。

○八杖会長 ありがとうございます。

ネットワーク会議、協議会なので、それぞれの立場から本当に意見が出るというのがいいですね。まさにネットワーク協議会ならでこそという気がしましたので、引

き続き、こういった取組をしていただくと、いろいろ隙間が埋まったりすることもあると思いますよ。

○矢頭副会長 そうですね。

○八杖会長 ありがとうございます。

ほかにもございますか。

今の資料7-3の②も、これは整理して皆さんに配付等していただくと、非常に役に立つような気もしたので、ちょっと期待したいと思います。

○笠尾権利擁護推進係長 はい。

○八杖会長 では、ほかにも御意見や御質問がないようなので、以上とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

○太田課長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。

議事録につきましては、事務局が作成し、各委員へ確認をいただきますので、御協力をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(閉 会)